

白河地域再生可能エネルギー推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、白河地域再生可能エネルギー推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、再生可能エネルギーに関する調査研究を行うとともに、白河地域に再生可能エネルギーの導入と関連産業の集積を図ることで、地域産業の育成及び雇用の確保に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、白河市内に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギーに関する調査研究
- (2) 再生可能エネルギーに関する情報及び資料収集並びに情報提供
- (3) 再生可能エネルギー事業化の検討
- (4) 再生可能エネルギー事業の運営及び管理
- (5) その他本協議会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 協議会の会員は次の2種とし、正会員が協議会を構成する。

- (1) 正会員 協議会の目的に賛同し、協議会の活動を主体的・積極的に実施するために入会した企業、団体（以下「企業等」という。）及び個人
- (2) 賛助会員 協議会の目的に賛同し、協議会の活動を賛助するため、又は協議会の活動を支援するために入会した企業等及び個人

(会費)

第6条 協議会の会費は、総会にて定めた金額とする。

(入退会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

2 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。また、次に該当する場合は退会したものとみなすことができる。

- (1) 個人会員の本人が死亡したとき
- (2) 会員である企業等が消滅したとき
- (3) 会費の支払が滞ったとき

(役員の数及び選任)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監査 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 幹事は、役員会において必要な事項を審議する。

4 監査は、協議会の会計の状況を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期途中で役員が退任し、新たな役員が選出された場合の新役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第11条 役員報酬は無給とする。

(顧問・アドバイザー)

第12条 協議会に役員のほか、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2 顧問及びアドバイザーは、会長が委嘱する。

3 会長は、必要に応じ顧問及びアドバイザーを会議に招集し、発言を求めることができる。

(会議)

第13条 推進協議会には、総会、役員会、常任幹事会、専門部会を設ける。

(総会)

第14条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会が年1回、臨時総会は必要に応じて会長が招集するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は3分の1以上の会員から請求があったときは、速やかに総会を招集しなければならない。

3 総会の議長は、会長があたるものとする。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 役員を選出に関すること。

(4) 規約の改廃に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

5 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

2 役員会は、会長、副会長、幹事及び監査をもって構成し、会長が議長となり、出席者の過半数を持って決する。

(常任幹事会)

第16条 常任幹事会は、毎月開催する。

2 常任幹事会は、会長、副会長と幹事の中から会長が指名する者をもって構成する。

3 常任幹事会は、事業の円滑な実施のための企画及び総合調整を行う。

(専門部会)

第17条 協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 専門部会は、協議会の目的を達成するために必要な企画等を立案・実施する。

(事業年度)

第18条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第19条 協議会の収入は、会費及び寄付金その他をもってあてる。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年1月11日から施行する。

2 この法人の設立当初の事業年度は、この規約の規定にかかわらず、平成24年1月11日から平成24年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成24年6月8日から施行する。